

- 備考
1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
 2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。